

章立て構成の新旧比較表

変更前(平成31年3月28日付け認可)	変更後
第1章 総則 第1条 目的 第2条 適用範囲 第3条 関係法令及び保安規定の遵守	第1章 総則 第1条 目的 第2条 適用範囲 第3条 関係法令及び保安規定の遵守
第2章 保安管理体制 第1節 品質保証体制  第4条 品質保証体制の構築、維持及び改善          第5条 責任及び権限   第6条 保安品質方針 第7条 保安品質目標    第8条 マネジメントレビュー 第9条 マネジメントレビューへのインプット 第10条 マネジメントレビューからのアウトプット	第2章 <u>保安品質マネジメントシステム</u> <u>第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲</u> <u>第4条 保安品質マネジメントシステムの目的</u> <u>第4条の2 定義</u> <u>第4条の3 適用範囲</u> <u>第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等</u> <u>第5条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> <u>第5条の2 保安品質マネジメントシステムの文書化</u> <u>第5条の3 保安品質マニュアル</u> <u>第5条の4 文書の管理</u> <u>第5条の5 記録の管理</u> <u>第3節 経営責任者等の責任</u> <u>第6条 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u> <u>第6条の2 原子力安全の確保の重視</u> <u>第6条の3 保安品質方針</u> <u>第6条の4 保安品質目標</u> <u>第6条の5 保安品質マネジメントシステムの計画</u> <u>第6条の6 責任及び権限</u> <u>第6条の7 保安品質マネジメントシステム管理責任者</u> <u>第6条の8 管理者</u> <u>第6条の9 組織の内部の情報の伝達</u> <u>第6条の10 マネジメントレビュー</u> <u>第6条の11 マネジメントレビューに用いる情報</u> <u>第6条の12 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u>
	第4節 <u>資源の管理</u> 第7条 資源の確保

## 章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
第 11 条 業務の計画及び実施	<p>第7条の2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第8条 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>第8条の2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>第8条の3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>第8条の4 組織の外部の者との情報の伝達等</p>
第 12 条 調達及び設計・開発管理 (第 2 項 設計・開発管理)	<p>第9条 設計・開発計画</p> <p>第9条の2 設計・開発に用いる情報</p> <p>第9条の3 設計・開発の結果に係る情報</p> <p>第9条の4 設計・開発レビュー</p> <p>第9条の5 設計・開発の検証</p> <p>第9条の6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>第9条の7 設計・開発の変更の管理</p>
第 12 条 調達及び設計・開発管理 (第1項 調達管理)	<p>第 10 条 調達プロセス</p> <p>第 10 条の2 調達物品等要求事項</p> <p>第 10 条の3 調達物品等の検証</p>
	<p>第 11 条 個別業務の管理</p> <p>第 11 条の2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>第 11 条の3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>第 11 条の4 組織の外部の者の物品</p> <p>第 11 条の5 調達物品の管理</p> <p>第 11 条の6 監視測定のための設備の管理</p> <p>第6節 評価及び改善</p> <p>第 12 条 監視測定, 分析, 評価及び改善</p> <p>第 12 条の2 組織の外部の者の意見</p>
第 13 条 内部保安監査	第 12 条の3 内部保安監査
	<p>第 12 条の4 プロセスの監視測定</p> <p>第 12 条の5 機器等の検査等</p>
第 14 条 不適合管理 第 15 条 是正処置, 予防処置及び技術情報の共有	<p>第 13 条 不適合の管理</p> <p>第 14 条 データの分析及び評価</p> <p>第 15 条 継続的な改善</p>

## 章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
	<p>第 15 条の2 <u>是正処置等</u></p> <p>第 15 条の3 <u>未然防止処置</u></p>
<p>第2節 組 織</p> <p>第 16 条 操作及び管理を行う者の組織</p> <p>第3節 職 務</p> <p>第 17 条 職 務</p>	<p><u>第3章 保安管理体制</u></p> <p><u>第1節 組 織</u></p> <p>第 16 条 操作及び管理を行う者の組織</p> <p><u>第2節 職 務</u></p> <p>17 条 職 務</p>
<p>第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>第 18 条 核燃料取扱主任者の選任</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者の職務</p> <p>第 20 条 意見の尊重</p>	<p><u>第3節 核燃料取扱主任者</u></p> <p>第 18 条 核燃料取扱主任者の選任</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者の職務</p> <p>第 20 条 意見の尊重</p>
<p>第5節 安全衛生委員会</p> <p>第 21 条 安全衛生委員会</p> <p>第 22 条 安全衛生管理年間計画</p> <p>第 23 条 答申及び勧告の尊重</p>	<p><u>第4節 安全衛生委員会</u></p> <p>第 21 条 安全衛生委員会</p> <p>第 22 条 安全衛生管理年間計画</p> <p>第 23 条 答申及び勧告の尊重</p>
<p>第3章 教育・訓練</p> <p>第 24 条 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>第 25 条 非常時訓練</p>	<p><u>第4章 教育・訓練</u></p> <p>第 24 条 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>第 25 条 非常時訓練</p>
<p>第4章 加工施設の操作</p> <p>第 26 条 加工施設の操作に係る計画及び実施</p> <p>第 27 条 加工施設の操作に係る評価及び改善</p> <p>第 28 条 加工施設の使用</p> <p>第 29 条 操作員の確保</p> <p>第 30 条 巡視, 点検</p> <p>第 31 条 操作上の一般事項</p> <p>第 32 条 非定常作業</p> <p>第 33 条 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>第 34 条 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保</p> <p>第 35 条 臨界安全管理</p> <p>第 36 条 漏えい管理</p> <p>第 37 条 熱的制限</p> <p>第 38 条 異常時の措置</p> <p>第 39 条 異常時における設備の手動による作動</p>	<p><u>第5章 加工施設の操作</u></p> <p>第 26 条 加工施設の操作に係る計画及び実施</p> <p>第 27 条 加工施設の操作に係る評価及び改善</p> <p>第 28 条 加工施設の使用</p> <p>第 29 条 操作員の確保</p> <p>第 30 条 巡視</p> <p>第 31 条 操作上の一般事項</p> <p>第 32 条 非定常作業</p> <p>第 33 条 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>第 34 条 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保</p> <p>第 35 条 臨界安全管理</p> <p>第 36 条 漏えい管理</p> <p>第 37 条 熱的制限</p> <p>第 38 条 異常時の措置</p> <p>第 39 条 異常時における設備の手動による作動</p>

## 章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
<p>第5章 放射線管理</p> <p>第 40 条 放射線管理に係る計画及び実施</p> <p>第 41 条 放射線管理に係る評価及び改善</p> <p>第2節 区域管理</p> <p>第 42 条 管理区域</p> <p>第 43 条 管理区域の区域区分</p> <p>第 44 条 管理区域の特別措置</p> <p>第 45 条 飲食及び喫煙の禁止</p> <p>第 46 条 管理区域への出入管理</p> <p>第 47 条 第1種管理区域への出入管理</p> <p>第 48 条 周辺監視区域</p> <p>第 48 条の2 人の不法な侵入等の防止</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第 49 条 管理上の人の区分</p> <p>第 50 条 線量限度</p> <p>第 51 条 線量の評価及び通知</p> <p>第 52 条 被ばくの低減措置</p> <p>第 53 条 床、壁等の除染</p> <p>第4節 線量当量等の測定</p> <p>第 54 条 線量当量等の測定</p> <p>第 55 条 放射線測定器類の管理</p> <p>第 56 条 第1種管理区域外への移動</p> <p>第 57 条 管理区域外への移動</p> <p>第 58 条 周辺監視区域内の運搬</p> <p>第 59 条 周辺監視区域外への運搬</p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>第 40 条 放射線管理に係る計画及び実施</p> <p>第 41 条 放射線管理に係る評価及び改善</p> <p>第2節 区域管理</p> <p>第 42 条 管理区域</p> <p>第 43 条 管理区域の区域区分</p> <p>第 44 条 管理区域の特別措置</p> <p>第 45 条 飲食及び喫煙の禁止</p> <p>第 46 条 管理区域への出入管理</p> <p>第 47 条 第1種管理区域への出入管理</p> <p><u>第 47 条の2 保全区域</u></p> <p>第 48 条 周辺監視区域</p> <p>第 48 条の2 人の不法な侵入等の防止</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第 49 条 管理上の人の区分</p> <p>第 50 条 線量限度</p> <p>第 51 条 線量の評価及び通知</p> <p>第 52 条 被ばくの低減措置</p> <p>第 53 条 床、壁等の除染</p> <p>第4節 線量当量等の測定</p> <p>第 54 条 線量当量等の測定</p> <p>第 55 条 放射線測定器類の管理</p> <p>第 56 条 第1種管理区域外への移動</p> <p>第 57 条 管理区域外への移動</p> <p>第 58 条 周辺監視区域内の運搬</p> <p>第 59 条 周辺監視区域外への運搬</p>
<p>第6章 保守管理</p> <p>第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第 60 条 保守管理に係る計画及び実施</p> <p>第 61 条 保守管理に係る評価及び改善</p>	<p>第7章 施設管理</p> <p><u>第1節 施設管理計画</u></p> <p>第 60 条 施設管理計画</p> <p>第 60 条の2 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>第 60 条の3 保全プログラムの策定</p> <p>第 60 条の4 保全対象範囲の策定</p> <p>第 60 条の5 保全重要度の設定</p> <p>第 60 条の6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>第 60 条の7 保全計画の策定</p> <p>第 60 条の8 保全の実施</p>

章立て構成の新旧比較表

変更前(平成31年3月28日付け認可)	変更後
	第60条の9 保全の結果の確認・評価 第60条の10 不適合管理, 是正処置及び未然防止処置 第60条の11 保全の有効性評価 第60条の12 施設管理の有効性評価
第2節 施設定期自主検査 第62条 施設定期自主検査 第63条 施設定期自主検査項目	第2節 <u>設計及び工事管理</u> 第61条 <u>設計管理</u> 第62条 <u>工事管理</u>
第64条 施設定期自主検査の報告	第3節 <u>事業者検査の実施</u> 第63条 <u>使用前事業者検査の実施</u> 第64条 <u>定期事業者検査の実施</u> 第65条 <u>定期事業者検査の報告</u>
第3節 補修及び改造 第65条 点検又は補修作業の実施 第66条 改造	第4節 <u>計器及び放射線測定器の校正</u> 第66条 <u>計器及び放射線測定器の校正の実施</u>
第4節 計画停電時の措置 第67条 計画停電時の措置 第5節 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用および検査の状態維持 第67条の2 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持	第5節 計画停電時等の措置 第67条 計画停電時等の措置 第6節 <u>新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持</u> 第67条の2 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持
	第7節 <u>加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</u> 第67条の3 <u>加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</u>
第7章 核燃料物質の管理 第68条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施 第69条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善 第70条 核燃料物質の受入, 払出し 第71条 核燃料物質の運搬 第72条 核燃料物質の貯蔵	第8章 <u>核燃料物質の管理</u> 第68条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施 第69条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善 第70条 核燃料物質の受入, 払出し 第71条 核燃料物質の運搬 第72条 核燃料物質の貯蔵
第8章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第73条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施	第9章 <u>放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> 第73条 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない

章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
第 74 条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善 第 75 条 廃棄物の仕掛品 第 75 条の 2 放射性固体廃棄物 第 75 条の 3 放射性廃棄物でない廃棄物 第 76 条 放射性液体廃棄物 第 77 条 放射性気体廃棄物	廃棄物の管理に係る計画及び実施 第 74 条 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない 廃棄物の管理に係る評価及び改善 第 75 条 廃棄物の仕掛品 第 75 条の 2 放射性固体廃棄物 第 75 条の 3 放射性廃棄物でない廃棄物 第 76 条 放射性液体廃棄物 第 77 条 放射性気体廃棄物
第 9 章 非常時の措置 第 1 節 非常時の措置に係る計画, 実施, 評価及び 改善 第 78 条 非常時の措置に係る計画及び実施 第 79 条 非常時の措置に係る評価及び改善 第 2 節 事前対策 第 80 条 非常時対策組織 第 81 条 非常時要員 第 82 条 非常時用器材の整備 第 83 条 通報系統 第 3 節 初期活動 第 84 条 通報 第 85 条 応急措置 第 4 節 非常時における活動 第 86 条 非常時体制の発令 第 87 条 非常時対策活動及び非常時体制の解除 第 87 条の 2 緊急作業従事者 第 87 条の 3 緊急作業従事者の線量管理等 第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第 88 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措 置	第 10 章 非常時の措置 第 1 節 非常時の措置に係る計画, 実施, 評価及び改 善 第 78 条 非常時の措置に係る計画及び実施 第 79 条 非常時の措置に係る評価及び改善 第 2 節 事前対策 第 80 条 非常時対策組織 第 81 条 非常時要員 第 82 条 非常時用器材の整備 第 83 条 通報系統 第 3 節 初期活動 第 84 条 通報 第 85 条 応急措置 第 4 節 非常時における活動 第 86 条 非常時体制の発令 第 87 条 非常時対策活動及び非常時体制の解除 第 87 条の 2 緊急作業従事者 第 87 条の 3 緊急作業従事者の線量管理等 第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第 88 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措 置
第 10 章 火災防護活動 第 1 節 火災防護活動に係る計画, 実施, 評価及び改 善 第 89 条 火災防護活動に係る計画及び実施 第 90 条 火災防護活動に係る評価及び改善 第 2 節 初期消火活動のための体制の整備 第 91 条 初期消火活動のための体制の整備 第 92 条 通報連絡	第 11 章 火災防護活動 第 1 節 火災防護活動に係る計画, 実施, 評価及び改 善 第 89 条 火災防護活動に係る計画及び実施 第 90 条 火災防護活動に係る評価及び改善 第 2 節 初期消火活動のための体制の整備 第 91 条 初期消火活動のための体制の整備 第 92 条 通報連絡



## 章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
第93条 消火又は延焼の防止等 第3節 火災防護活動のための体制の整備 第94条 火災防護活動のための体制の整備	第93条 消火又は延焼の防止等 第3節 火災防護活動のための体制の整備 第94条 火災防護活動のための体制の整備
第 11 章 自然災害等発生時の保全活動 第1節 自然災害等発生時の保全活動に係る計画, 実施, 評価及び改善 第95条 自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施 第96条 自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善 第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備 第97条 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備	第 12 章 自然災害等発生時の保全活動 第1節 自然災害等発生時の保全活動に係る計画, 実施, 評価及び改善 第95条 自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施 第96条 自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善 第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備 第97条 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備
第 12 章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動 第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画, 実施, 評価及び改善 第98条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施 第99条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る評価及び改善 第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 第100条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備	第 13 章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動 第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画, 実施, 評価及び改善 第98条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施 第99条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る評価及び改善 第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 第100条 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備
第 13 章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 第101条 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置 第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画, 実施, 評価及び改善	第 14 章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 第101条 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置 第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画, 実施, 評価及び改善

## 章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)	変 更 後
第102条 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施	第102条 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施
第103条 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る評価	第103条 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る評価
第3節 六ふっ化ウラン漏えい時の作業員への影響を防止するための措置	第3節 六ふっ化ウラン漏えい時の作業員への影響を防止するための措置
第104条 六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置	第104条 六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置
第105条 六ふっ化ウラン漏えいの検知	第105条 六ふっ化ウラン漏えいの検知
第106条 六ふっ化ウラン漏えい事故発生時の周知	第106条 六ふっ化ウラン漏えい事故発生時の周知
第107条 立入制限区域の設定と立入者限定	第107条 立入制限区域の設定と立入者限定
第108条 立入制限区域の入域管理	第108条 立入制限区域の入域管理
第109条 立入制限区域内での単独作業禁止, 防護具携行及び退避	第109条 立入制限区域内での単独作業禁止, 防護具携行及び退避
第110条 工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者の把握	第110条 工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者の把握
第111条 六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認	第111条 六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認
第112条 六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動 第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業, 並びに作業員の防護措置	第112条 六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動 第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業, 並びに作業員の防護措置
第113条 六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置	第113条 六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置
第114条 六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め	第114条 六ふっ化ウランのUF6シリンダ内への閉じ込め
第115条 六ふっ化ウランの建屋外への漏えい監視	第115条 六ふっ化ウランの建屋外への漏えい監視
第5節 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備	第5節 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備
第116条 六ふっ化ウラン漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置	第116条 六ふっ化ウラン漏えい時に非常時対策組織の要員を招集する措置
第117条 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置	第117条 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置
第118条 六ふっ化ウラン漏えい事故に対する非常時用器材の整備	第118条 六ふっ化ウラン漏えい事故に対する非常時用器材の整備
第119条 地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置	第119条 地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置



章 立 て 構 成 の 新 旧 比 較 表

変 更 前(平成 31 年 3 月 28 日付け認可)		変 更 後
第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み 第120条 最新の知見を安全性向上に資する取り組み	→	第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み 第120条 最新の知見を安全性向上に資する取り組み
第 14 章 定期評価 第121条 定期評価に係る計画及び実施 第122条 定期評価に係る評価及び改善 第123条 加工施設の定期的な評価	→	<u>第 15 章</u> 定期評価 第121条 定期評価に係る計画及び実施 第122条 定期評価に係る評価及び改善 第123条 加工施設の定期的な評価
第 15 章 記録及び報告 第124条 記録 第125条 報告	→	<u>第 16 章</u> 記録及び報告 第124条 記録 第125条 報告